

新免許状所持者と旧免許状所持者の比較早見表

新免許状所持者と旧免許状所持者の双方に該当する者はいません。(最初に取得した免許状の取得時期により区分されています。)

| | 新免許状所持者 (教育職員免許法第9条) | 旧免許状所持者 (教育職員免許法平成19年改正附則第2条) |
|--------------------------|---|---|
| 該当者 | 平成21年4月1日以降に初めて免許状を取得した者 | 平成21年3月31日までに1枚でも免許状を取得したことがある者 |
| 免許状 | 免許状に該当免許状の有効期間の満了日の記載がある。 | 免許状に有効期間が記載されていない。 〔平成21年4月1日以降に新たに免許状を取得しても、新たに取得した免許状に有効期間の記載はない。〕 |
| 有効期間 又は 修了確認 期限 | 免許状に記載のある期限 更新等をしない場合、免許状は失効する。 〔免許状を複数所持している者は、免許ごとにそれぞれ期限が付いているため、見かけ上は複数の期限があるが、その場合には、有効な免許状のうち一番遠い期限が、その人の更新期限となる。 また、新免許状所持者の免許状に記載する有効期限は、免許状の授与の日から10年先の年度末ではなく、その免許の申請ができる状態になった時から10年先の年度末であることから、免許状の見かけ上、発行日から10年に満たない免許状が存在する。〕 | 最初の修了確認期限は生年月日により割り振られた年月日 有効期間の定めがないため、免許状が自動的に失効することはない。 ただし、旧免許状所持現職教員の場合は、更新等をしない場合、その者が所持する免許はすべてその効力を失う。 |
| 更新 | 申請期間(有効期間の満了日の2年2か月前から2か月前まで)に、更新する免許状に対応する職種の更新講習を受講し、「有効期間更新申請」を行う。 (更新する免許状の職種が複数ある場合、それぞれに対応する講習が必要) | 申請期間(修了確認期限の2年2か月前から2か月前まで)に、今就いている若しくは就く予定の職種に対応した更新講習を受講し、「修了確認申請」を行う。 |